

排出量取引に係る質問・回答集

連番	項目	No.	質問	回答
1	排出量取引全般	(1)	「クレジット」とは、具体的にはどのようなものですか。	削減対策の実施等によって得られた、温室効果ガスの削減量や環境価値であって、削減義務の履行への利用が可能なものを指します。クレジットは、超過削減量、都内中小クレジット、再エネクレジット、都外クレジット、埼玉連携クレジットを指し、その他ガス削減量が加わるとクレジット等といいます。なお、その他ガス削減量は、自らの事業所の削減義務の履行に利用できるだけで、排出量取引の対象とはなりません。
2	排出量取引全般	(2)	対象事業所の排出総量削減義務の履行に際し、京都議定書に基づくCDM等の京都クレジットを利用することは可能なのでしょうか。	東京都内、日本国内での削減を優先するため、現時点では、京都クレジットの利用は認めていません。
3	排出量取引全般	(3)	カーボンオフセット付の商品が販売されていますが、このような商品は、京都議定書に基づいた排出削減保証（CER）として国連から証書を受けています。この証書を都の排出量取引に活用できますか。	CERなど海外の削減に基づくクレジットについては、東京都の削減義務制度で利用することはできません。東京都の削減義務履行に活用できるクレジットとは、東京都が発行する各種ガイドラインに従って、東京都が認証した削減量又は環境価値になります。
4	排出量取引全般	(4)	森林を保有していますが、（CO2吸収として）東京都の排出量取引に利用できますか。	CO2の森林吸収分につきましては、東京都の排出量取引では利用できません。
5	排出量取引全般	(5)	その他ガスの削減量に特化したクレジットはありますか。	その他ガス（エネルギー起源CO2以外の温室効果ガス）の削減量を当該事業所の義務履行に利用する仕組みも用意しています。その他ガス削減量は、その事業所の削減義務履行にのみ利用可能であるため、取引により他の事業所の口座に移転し義務履行に利用することはできません。
6	排出量取引全般	(6)	クレジットを東京都外の事業者から購入することが想定されますが、規制対象外の他道府県の企業に対してどのような権利を持って第三者検証を行うのですか。	本制度でクレジットの認定を受けるためには、登録検証機関の検証を受けなければなりません（グリーン電力証書等を除く。）。したがって、本制度の中でクレジットの認定を受けることを希望する方が、自らの意思で、登録検証機関の第三者検証を受けることとなります。
7	排出量取引全般	(7)	国又は県等による補助金を活用して削減対策を行った場合、その対策によって生じた削減量について、クレジットの発行申請はできますか。	東京都の排出量取引制度では、御質問の場合においても、クレジットの発行は可能です。ただし、御質問のような場合における補助金の取扱いについては、補助金を発行した国又は県等に問い合わせてください。
8	排出量取引全般	(8)	総量削減義務を5年で割った場合の1年分の削減義務量に達しない場合は、毎年排出量取引をしなければならないのですか。	削減計画期間全体で義務を履行していただければよいので、毎年排出量取引をしなければならないわけではありません。自らの対策の実施計画を勘案して、義務履行に必要な量を義務履行期限までの間に取引で調達していただければ結構です。
9	排出量取引全般	(9)	計画期間5年の間で、最初の3年間で超過削減が見込まれ、その後の2年間で生産量の増加などで排出量が増加した場合、発行できるクレジットの量は相殺されてしまうのですか。	計画期間全体で見れば、そのとおりです。発行は計画期間途中でも可能なので最初の3年間の削減量が確定した段階でクレジットを発行し取引することもできます。ただし、その後の2年間で排出超過となった場合は、不足量を別途調達する必要があります。
10	排出量取引全般	(10)	本制度の削減義務対象となる建物等は所有していませんが、東京都の排出量取引に参加することはできますか。	本制度の削減義務者以外の方でも、東京都の排出量取引に参加できます。 <オフセットクレジットの発行者として参加する方法> ■東京都内にある、本制度対象外事業所で一定の削減対策を実施し、かつ温室効果ガス排出量を削減する。 ■東京都外にある一定規模の事業所で削減対策を実施し、かつ温室効果ガス排出量を削減する。 ■東京都が認める再生可能エネルギーを利用した発電等を実施する。 <クレジット等の取引（取得・移転）に参加する方法> ■原則として日本国内に主たる事務所を有する法人であれば、排出量取引に参加できます。
11	排出量取引全般	(11)	本制度の削減義務対象となる建物等を所有しています。排出量取引によって削減義務を達成しようと考えていますが、この場合にペナルティはかかるのですか。	特にペナルティはかかりません。
12	排出量取引全般	(12)	仲介役の団体が、東京都内の中小規模事業所のクレジットを集めて、大規模事業所の義務に充てることは可能ですか。	可能です。考えられる方法としては、次の2通りの方法が考えられます。 ■それぞれの中小規模事業所が中小クレジットの発行を申請し、得たクレジットを仲介役の団体に移転する。 ■同意書により、はじめから仲介役の団体が中小規模事業所の中小クレジットの発行申請手続きを行い、仲介役の団体がクレジットを得る。
13	排出量取引全般	(13)	排出量取引の価格はどのように決まりますか。	排出量取引の価格は、一般に取引される商品と同様、取引する当事者同士の交渉・合意により決定されるものです。それまでに行われた取引の事例を参考とするほか、複数の事業者に見積を取ってみるなどが考えられます。なお、同一法人内の取引の場合など、無償で取引することも自由です。

連番	項目	No.	質問	回答
14	排出量取引全般	(14)	東京都では、排出量取引の取引価格について何らかの規制を行うのでしょうか。	排出量取引の取引価格は、取引する当事者同士の交渉・合意により決定されます。また、その取引価格について、東京都が価格を定めることや制約（上限価格、下限価格等）をかけることはありません。
15	排出量取引全般	(15)	排出量の取引単位はどのようになりますか。	削減量口座簿上1t-CO2ごとに1t-CO2からの取引が可能です。なお、クレジットシリアル番号と呼ばれる識別番号が1t-CO2ごとに付され、取引履歴やクレジット等の保有量などの情報はこのクレジットシリアル番号（識別番号）で管理されます。
16	排出量取引全般	(16)	クレジット等を購入（売却）したいのですが、どこで購入（売却）できますか。	クレジットの販売（購入）先の見つけ方としては、次の方法が考えられます。 ■ 東京都が提供する総量削減義務と排出量取引システムにおける見積受付情報登録事業者の検索機能を利用して、クレジット等販売（購入）希望者一覧を参照する。なお、この機能は、一般管理口座を開設しないと利用できません。 ■ 東京都制度で利用可能なクレジットの販売又は仲介業務を行っている民間クレジット仲介事業者を利用する。仲介事業者の連絡先は、東京都環境局のホームページで公開しているほか、一般管理口座の見積受付情報登録機能から検索できます。 ■ グリーンエネルギー証書発行事業者を利用する。グリーンエネルギー証書は、再エネクレジットに変換することができます。証書発行事業者から証書を購入する際は、東京都制度で利用する旨を必ず伝えてください。 ■ 東京都環境局のホームページで公開している計画書のデータを利用する。排出量データ等を計算することで、超過見込事業所、不足見込事業所を探することができます。
17	指定管理口座	(1)	所有している事業所が第二計画期間に入ってから指定地球温暖化対策事業所の指定を受けました。指定管理口座は、いつまでにどのような方法で開設すれば良いのでしょうか	指定管理口座は、事業所が指定地球温暖化対策事業所の指定を受けた際に自動で開設されます。指定管理口座は、「指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書届出書」の記載に基づいて各情報が登録されます。口座にログインするための「口座簿利用者番号」と「初期暗証番号」は「指定地球温暖化対策事業所指定通知書」に記載されていますので、御確認ください。（条例規則等の改正に伴い、指定管理口座開設のための手続きは不要になりました。）
18	指定管理口座	(2)	指定管理口座の名義人が複数いる場合、その口座の口座簿利用者番号は、各名義人に別々の番号をお知らせいただけるのでしょうか。それとも、一つの番号を皆で共有するのでしょうか。	指定管理口座の口座簿利用者番号については、名義人ごとに別々の番号が発行されます。指定管理口座が開設されると同時に、名義人ごとの番号や暗証番号などが、登録のある連絡先に東京都から個別に通知されます。
19	指定管理口座	(3)	指定管理口座は、指定地球温暖化対策事業所ごとに開設しますが、削減義務を負っていない指定地球温暖化対策事業所が開設することに意味はあるのでしょうか。	指定管理口座は排出量取引を行うための口座ではなく、排出実績等の状況を表す管理簿という役割を持った口座です。総量削減義務と排出量取引システムを通じて、事業所の排出実績等を確認できるようになります。
20	指定管理口座	(4)	東京都環境局ホームページの指定管理口座一覧（PDF）では、口座名義人に係る情報として、法人名とその所在地は必ず掲載されています。これらの情報を非公表とすることはできませんか。	口座名義人が法人である場合は、法人名とその所在地は必ず公表されます。なお、口座名義人が個人の場合は、名義人の情報は原則非公表としていますが、届出により公表に変更することも可能です。この場合は、「口座名義人等氏名等変更届出書」でその公表希望について届出が必要です。
21	口座管理者の登録	(1)	東京都の排出量取引に係る資料において、「口座管理者」という表現が多く見受けられます。口座管理者は必ず選任しなければならないのでしょうか。	そのようなことはありません。口座名義人が一人又は少数の場合は、口座管理者の必要のない場合がほとんどだと考えられます。他方、多くの口座名義人がいる場合には、口座管理者を登録することで、指定管理口座に関する申請等を口座管理者が単独で行うことができるようになり、口座名義人全員から押印をもらうなどの手続きを省略できます。
22	口座管理者の登録	(2)	総量削減義務と排出量取引制度における「口座管理者」と「代理人」の違いについて教えてください。	口座管理者は、義務者に代わって又は代表して指定管理口座に係る申請を行うことができる者で、総量削減義務と排出量取引システムにログインするための口座簿利用者番号が付与されます。また、口座管理者として一般管理口座を開設することができます。なお、口座管理者は東京都のホームページに公表する口座一覧に口座管理者として明記されるので、対外的に代理であることが明確になります。 一方代理人は、義務者に代わって申請の手続きを行います。口座簿利用者番号の付与を受けたり、一般管理口座を開設することは出来ません。
23	口座管理者の登録	(3)	口座管理者を登録している事業所で、一部の所有者に変更が生じたため、指定地球温暖化対策事業者変更届を提出しました。口座管理者の選任に関しても何か手続きが必要になりますか。	口座管理者を変更しない場合は、手続き不要です。別の口座管理者を選任する場合は、従来の口座管理者の登録抹消手続きと新しい口座管理者の登録手続きが必要となります。口座管理者登録抹消申請書及び口座管理者登録申請書を提出してください。

連番	項目	No.	質問	回答
24	一般管理口座の開設	(1)	一般管理口座を開設する際の開設手数料ですが、どのように払えばよろしいでしょうか。	口座開設手数料が必要な方につきましては、一般管理口座開設申請書の審査完了後、東京都から納入通知書が郵送されます。受領後速やかに東京都公金を納付できる金融機関で手数料をお支払いください。 東京都により手数料の支払いが確認されると口座が開設され、その後一般管理口座開設通知書が郵送されます。 なお、一般管理口座の開設に当たって開設手数料がかかるのは、指定地球温暖化対策事業者又は口座管理者以外の方が一般管理口座を開設するに限られます。
25	一般管理口座の開設	(2)	部長を代理人にして、口座開設申請を行いたいと考えています。部長は印鑑証明を取得できませんが、この場合、どのようにして口座を開設したらよいでしょうか。	印鑑登録できない方を代理人にして提出せざるを得ない場合は、「委任状兼使用印鑑届」を御提出ください。 「委任状兼使用印鑑届」には、法人代表者様の登記印の押印とその印鑑証明書の添付が必要です。その後の申請は届出印（部長印）で行うことが可能となります。
26	一般管理口座の開設	(3)	「一般管理口座開設申請書」の「振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先」に記入する事業者は、義務者でなくとも良いのでしょうか。	義務者でなくとも構いません。 その際、開設通知書及び各種説明会等のお知らせは「振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先」に届きますので、御注意ください。
27	一般管理口座の開設	(4)	一般管理口座開設申請書を作成しております。申請書にある「指定番号」とは何ですか。	一般管理口座開設申請書に記載いただく「指定番号」とは、指定地球温暖化対策事業所ごとに付けられた4桁の固有の番号を指します。 また、その確認方法としては、「指定地球温暖化対策事業所指定通知書」を見ていただくか、東京都ホームページの「対象事業所一覧」を御確認ください。
28	一般管理口座の開設	(5)	事業所の指定管理口座を開設していれば、その名義人になっている事業者の一般管理口座も開設されているものですか。	一般管理口座は申請によって開設されます。指定地球温暖化対策事業者の方であり、指定管理口座を開設していても、必ず一般管理口座を持っているといったものではありません。
29	指定管理口座及び一般管理口座	(1)	「口座名義人等氏名等変更届出書」の提出が必要になるのはどのような場合ですか。	変更対象となる口座名義人が指定地球温暖化対策事業者であるか否かによって提出が必要になる場合が異なります。 ①指定地球温暖化対策事業者の場合 ・（指定管理口座に関し、口座管理者登録をしている場合）口座管理者情報の変更（代表者氏名等） ・連絡先変更（会社名、所属名の変更の場合に限る。） ・口座名義人（個人に限る）情報、連絡先情報の公表希望の変更 ※口座名義の変更（例えば代表者変更）は、事業所から御提出頂く「指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書」で変更されます。別途の手続は不要です。 ※連絡先変更と、公表希望の変更については、「指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書」等所定の書類の中で変更を届出することも可能です。 ②指定地球温暖化対策事業者以外の方 ・口座名義人情報の変更（代表者氏名等） ・連絡先変更（会社名、所属名の変更の場合に限る。） ・口座名義人（個人に限る。）情報、連絡先情報の公表希望の変更
30	指定管理口座及び一般管理口座	(2)	弊社には、部門ごとに代表者A、代表者Bがおり、それぞれに代表権を有しています。これまで地球温暖化対策計画書などの申請は代表者Aが行っていましたが、一般管理口座の開設については、代表者Bが申請できるのでしょうか。	法人の代表権のある方でしたら代表者として申請することができます。この場合、指定管理口座の名義は代表者A、一般管理口座の名義は代表者Bとなります。 しかし、それぞれの名義の口座は、名義不一致のため、指定管理口座と一般管理口座を関連付けをすることができませんので、御留意ください。 また、各口座に係る手続においては、それぞれ印鑑登録されている印鑑の押印及び印鑑証明が必要となりますので御注意ください。
31	指定管理口座及び一般管理口座	(3)	「振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先」について公表又は非公表を選ぶことが出来ますが、公表を選んだ場合、どのように公表されるのでしょうか。	指定管理口座及び一般管理口座の情報は、東京都ホームページ上の「公開情報」というページで公開されます。 当ページの後半部分に「口座開設者情報」という箇所があり、こちらで「指定管理口座情報一覧」及び「一般管理口座情報一覧」というPDFをダウンロードできます。 これらの口座情報一覧で公開される情報は、口座番号、事業所の名称及び所在地（区・市まで）、口座名義人の名称及び所在地、口座管理者の名称及び所在地並びに連絡先となります。
32	指定管理口座及び一般管理口座	(4)	弊社は人事異動が激しいため、指定管理口座や一般管理口座の口座名義人については、法人名のみとし、氏名記入を控えさせていただいてもよろしいでしょうか。	口座の名義は法人名称のみとすることはできません。 指定管理口座及び一般管理口座の口座名義人の情報として、法人名称、代表者氏名及び所在地のいずれの情報も必要です。 なお、指定地球温暖化対策事業者の方は、代表者が交代された場合は「指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書」を御提出いただければ、当該届出内容に基づいて、口座名義人に関する情報も変更されますので、別途変更届は不要です。 ただし、口座名義人変更後に初めて口座に係る申請手続を行う際には、最新の内容を反映した印鑑証明書（発行から6ヶ月以内の原本）を添付いただく必要が生じますので、御留意ください。 なお、指定地球温暖化対策事業者以外の方で口座名義人の情報に変更がある場合は、「口座名義人等氏名等変更届出書」と最新の内容を反映した印鑑証明書（発行から6ヶ月以内の原本）の添付が必要です。

連番	項目	No.	質問	回答
33	指定管理口座及び一般管理口座	(5)	複数の事業所を所有しております。これまで地球温暖化対策計画書などの東京都の環境確保条例に関わる申請書の提出者は、代表取締役より委任を受けたそれぞれの事業所の所長でした。指定管理口座に係る手続は、従来どおり代理人である所長が申請し、一般管理口座の開設は、代表取締役が申請する、というような申請は可能でしょうか。	お問い合わせのような形での申請も可能です。なお、指定管理口座に係る手続にあたり、所長を代理人として申請いただく際は、所長の使用する印が印鑑登録（登記）することのできない印である場合は、「委任状兼使用印鑑届」を提出していただく必要があります。
34	指定管理口座及び一般管理口座	(6)	クレジット保有量などの情報は、対象事業者はWebなどを通じて照会が可能なのでしょうか。	自らの口座の情報についてはWebを通じて、御自身でお持ちのパソコン上で確認できます。 https://www9.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/CapAndTrade/tradingaccount/auth/TpPage
35	指定管理口座及び一般管理口座	(7)	口座が開設されているかどうかを確認する方法はありますか。	東京都環境局のホームページにて「口座開設者の情報」（下記URL）を公表しております。 https://www9.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/koukai/koukai.html 口座間のクレジットをやり取りする場合や排出量取引をされる場合は、一般管理口座を開設する必要があります。その際は、「一般管理口座開設申請書」を御提出ください。
36	一般管理口座の指定管理口座との関連付け（特定一般管理口座の登録）	(1)	一般管理口座の開設申請と、指定管理口座と一般管理口座の関連付け申請を同じタイミングで提出できますか。	一般管理口座の開設と同時に、指定管理口座との関連付けを申請する場合は、一般管理口座開設申請書に一般管理口座と関連付ける指定管理口座の情報を記入してください（「一般管理口座等に係る関連付け申請書」の提出は不要です。）。記入方法については、一般管理口座開設申請書記入要領に詳細が書かれておりますので、御参照ください。 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/ippan_kouza_kaisetsu.html
37	一般管理口座の指定管理口座との関連付け（特定一般管理口座の登録）	(2)	事業所の所有者が変更になりました。現在、前所有者の一般管理口座が指定管理口座に関連付けられたままとなっているので、関連付けを外し、現所有者の一般管理口座と新たに関連付けたいのですが、どのような手続が必要でしょうか。	「特定一般管理口座等に係る関連付け解除申請書」を御提出いただくことで、前所有者の一般管理口座との関連付けを解除できます。この手続は、前所有者による申請が必要です。また、現所有者の一般管理口座と関連付けを新たに行うには「一般管理口座等に係る関連付け申請書」を御提出ください。この手続は現所有者による申請が必要です。
38	一般管理口座の指定管理口座との関連付け（特定一般管理口座の登録）	(3)	指定管理口座の名義人用ログインID（口座簿利用者番号）と暗証番号を持っている人であれば、その指定管理口座から一般管理口座へクレジットを移転することができますか。	指定管理口座の名義人用ログインID（口座簿利用者番号）と暗証番号を持っている方は、指定管理口座の名義人ですので、一般管理口座を開設して頂ければ、これと関連付けて指定管理口座にあるクレジットを一般管理口座に移転することは原則可能です。なお、指定管理口座の名義人が複数人いる場合は、原則名義人全員の連名で指定管理口座から一般管理口座への振替申請をすることが必要です。
39	一般管理口座の名義人	(1)	一般管理口座の名義人の法人の代表者が変更になる。指定地球温暖化対策事業者であるため、「指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書」を提出予定です。一般管理口座の名義人変更の届出はどうすればよいですか。	指定地球温暖化対策事業者の方であれば、「指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書」を御提出いただくことで、一般管理口座の口座名義も合わせて変更となります。別途の手続きは必要ありません。
40	一般管理口座の名義人	(2)	一般管理口座の名義人の法人の代表者が変更になる。当社は指定地球温暖化対策事業者ではありません。どのような手続きが必要ですか。	一般管理口座の名義変更のため、「口座名義人等氏名等変更届出書」を御提出ください。代表者の変更に伴い、御提出いただいている印鑑証明書の記載内容にも変更が生じますので、発行から6ヶ月以内の印鑑証明書原本を添付していただくことが必要です。御準備をお願い致します。
41	口座簿利用者番号	(1)	事業所の所有者が変更になりました。指定管理口座を既に開設している場合、口座簿利用者番号は新たな所有者に自動的に発行され、東京都から通知されるのでしょうか。	御認識のとおりです。指定地球温暖化対策事業者が変更となった場合、事業者変更の届出をしていただいた後、変更後の事業者に口座簿利用者番号が通知されます。なお、通知は当該指定管理口座に登録された「振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先」に送付します。この情報が古い場合には、事業者の変更に係る書類で連絡先の変更を提出してください。

連番	項目	No.	質問	回答
42	口座簿利用者番号	(2)	メールで受領したログインIDと暗証番号を入力して、システムにログインしたが、残高や義務履行状況を確認することができません。	ログインIDと暗証番号には複数の種類があり、個々に機能が異なります。 口座の残高等を確認するための①「名義人用ID（口座簿利用者番号）」、各口座連絡先の②「口座連絡先用ID」、口座とは別に③「事業所の連絡先用ID」等があります。それぞれ機能が異なります。 メールでお送りしているログインIDと暗証番号は、連絡先に登録された方にお送りしている、「連絡先用ID」（②か③のいずれか）です。このIDでログインしても、①の画面は見ることはできません。口座の内容を確認したい場合は、口座名義人用のログインID（口座簿利用者番号）と暗証番号が必要で、こちらについては、口座の開設時に東京都から通知を送付させていただいております。
43	印鑑証明書の必要性	(1)	東京都の環境確保条例に係る基準排出量決定申請書や地球温暖化対策計画書をこれまで提出してきましたが、印鑑証明書は必要ありませんでした。しかし、排出量取引に係る手続では、印鑑証明書が必要となっておりませんが、なぜでしょうか。	排出量取引は財産権性のあるクレジットを移転させるものであるため、明確に本人確認させていただく観点から、必ず印鑑証明書を提出していただいております。 印鑑証明書を不要としてしまうと、第三者が勝手に口座を開設し、クレジット等を取得してしまう、といったリスクが懸念されます。
44	連絡先	(1)	システムの連絡先変更方法を教えてほしい。	【変更に関する届出方法について】 本制度の口座に係る連絡先を変更する場合、変更項目によって、届出（連絡）方法が異なります。 (a) 会社、所属が変更する場合 原則として「口座名義人等氏名等変更届出書」による届出が必要です。（他の書類による代替も可能な場合があります。） (b) 会社、所属に変更がない場合（担当者や電話番号などの変更のみの場合） 当窓口に、変更がある旨と以下の内容をメールにて御連絡ください。 ・変更対象の口座番号 ・変更前後の内容
45	システム	(1)	指定管理口座と一般管理口座が関連付けされているかどうかは口座内で確認できますか。	一般管理口座と指定管理口座の関連付けの状況を確認するには、個々の口座にログインし、「口座情報照会」画面を確認してください。 例えば、一般管理口座の「口座情報照会」画面で「振替先として指定可能な指定管理口座」に指定管理口座が記録されていれば、その指定管理口座と一般管理口座は関連付けされていると判断できます。 指定管理口座で確認する場合は、「口座情報照会」で「特定一般管理口座」に一般管理口座が記録（登録）されているかを確認してください。
46	システム	(2)	指定管理口座の義務履行状況照会画面において、削減不足量をどのようにして確認すれば良いですか。	「前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量」の欄の数値で確認できます。 この値は、①計画期間の途中では、排出量実績が確定している最終年度の数値を継続した場合の見込みの削減不足量を表示、②削減計画期間5年間の排出実績がすべて確定した段階では、確定した「削減義務量に不足する削減量」を表示しているものとなります。
47	クレジット等の発行	(1)	オフセットクレジットの削減量認定申請書と振替可能削減量等発行等申請書は、同時に提出できますか。	認定申請で認定する全てのクレジットを1つの口座に発行する場合は、同時に提出できます。 その際、振替可能削減量等発行等申請書の「振替可能削減量に係る情報」という欄の記入方法については、振替可能削減量等発行等申請書の記入要領に詳細が書かれておりますので、御参照ください。 なお、複数種類の再エネクレジットを複数の口座に振り分けて発行する場合は、同時申請することができません。この場合はクレジット創出事業番号を指定して発行する必要が生じるため、認定申請の通知がお手元に届いてから、振替可能削減量等発行等申請書で各口座に発行してください。
48	クレジット等の発行	(2)	「振替可能削減量等発行等申請書」と「振替可能削減量振替申請書」を同時に申請することは可能ですか。	「振替可能削減量等発行等申請書」と「振替可能削減量振替申請書」を同時に提出できます。 同時に提出される場合は、「振替可能削減量振替申請書」の「振替可能削減量に係る情報」の「識別番号」欄は空欄で構いません。（識別番号欄が空欄の場合は、クレジットシリアル番号（識別番号）の若いものから順に振替を行います。これを望まない場合は、同時に提出せず、目的のクレジットシリアル番号（識別番号）が発行されるのを待って振替申請を提出してください。） また、「振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先」備考欄に「〇月〇日付発行等申請手続完了後の振替手続希望」と書き添えてください。詳細については各申請書の記入要領を御参照ください。

連番	項目	No.	質問	回答
49	クレジット等の発行	(3)	「振替可能削減量の発行等に係る情報の公表について」ですが、公表することのメリットは何ですか。	公表した場合には、取引の意向があることを広くアピールできます。また、クレジットの発行は、各事業所におけるCO2削減の取組が義務以上となっているなど、地球温暖化対策の取組を着実に進めていることのアピールにもなります。
50	クレジット等の発行	(4)	「振替可能削減量等発行等申請書」の提出に際し必要な添付書類「振替可能削減量の発行等に係る情報の公表について」があります。選んだ内容を後日変更できますか。	年度内の発行申請に基づく内容については変更できます。その際は、「振替可能削減量の発行等に係る情報の公表について」に、変更後の情報を記入し、代表者印（登記印）を押印の上御提出ください。なお、過年度の発行申請に基づく内容は変更することはできません。御留意ください。
51	クレジット等の発行	(5)	第一計画期間の超過削減量は、計画期間終了後に発行申請手続をしてバンキングしました。第二計画期間の超過削減量についても同様の発行申請手続が必要ですか。	御認識のとおり第一計画期間では超過削減量の発行は申請が必須でした。第二計画期間は、条例規則の改正に伴い、計画期間終了後の超過削減量の発行は、東京都において5年間の義務の履行を確認した後、各事業所の指定管理口座に自動で行われます。そのため第二計画期間では手続は不要です。なお、計画期間途中の任意のタイミングでの発行には、これまでどおり申請が必要です。
52	クレジット等の発行	(6)	超過削減量の発行申請ができない時期はありますか。	「地球温暖化対策計画書」の提出期限後から、排出実績が確定するまでの期間は、超過削減量の発行申請をすることができません。例えば、2020（令和2）年度の排出量に基づく超過削減量は、2021（令和3）年度の計画書提出期限から、2020（令和2）年度の排出実績が確定するまでの期間は発行できません。また、各計画期間の最終年度の排出量を記載した地球温暖化対策計画書提出後は、原則、発行申請を行うことはできません。計画期間終了後、排出実績が確定した時に超過削減であれば、超過削減量が自動で発行されます。
53	クレジット等の発行	(7)	指定管理口座に超過削減量の発行を受けた後、事業所の所有者がAからBへ変更となりました。超過削減量はどのように扱われますか。	指定管理口座に記録されているクレジットは、その口座名義人（所有者）が交代しても移転することなく、新たな名義人Bに引き継がれます。所有者が変更する前に、指定管理口座からAの一般管理口座にクレジットを移転していれば、クレジットは一般管理口座Aの所有物のままとなります。
54	クレジット等の移転	(1)	振替可能削減量振替申請書を提出した後、東京都の審査を経て、クレジットが移転実行可能となった時点で、東京都からお知らせいただくことは可能でしょうか。	移転予定のクレジット等が移転実行待ちの状態になったことについて、移転元口座の「振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先」に登録のメールアドレスへメールで御連絡いたします。メールを受領したら、システムにログインし、一般管理口座の取引履歴照会画面で移転内容を確認の上、移転実行操作を行ってください。なお、移転実行後のお知らせはございません。
55	クレジット等の移転	(2)	「移転実行ボタン」を押した後、移転先のシステムへの反映は、どのくらい時間がかかりますか。	「移転実行ボタン」を押すとほぼ同時に、クレジットが自口座から消滅し、移転先の口座に記録されます。
56	クレジット等の移転	(3)	「移転実行ボタン」を押した日を顧客との契約上の移転日として、認識してもよいですか。	「移転実行ボタン」を押すとほぼ同時に、クレジットが自口座から消滅し、移転先の口座に記録されます。顧客との契約における「移転日」の認識については、この事実をふまえて、顧客や弁護士等と御相談ください。
57	クレジット等の移転	(4)	振替可能削減量振替申請書を提出後、振替先の事情により、クレジット等の移転を取り消さなければならなくなった場合の対応方法について教えてください。	システム上で「移転実行ボタン」を押すまでは、振替可能削減量振替申請書の取下げを行うことが可能です。取下げを行う際は、その旨を書面により提出してください。この書面についての決められた様式はありませんが、東京都まで御連絡いただければ詳細を御案内します。なお、御連絡を受けてから再度、当該クレジット等を移転できるようになるまで、時間がかかることがありますので御注意ください。
58	クレジット等の移転	(5)	振替可能削減量振替申請書に1単位当たりの取引金額を書くようになっていますが、なぜですか。	東京都は移転価格を統計処理した情報を公表することを予定しており、その情報は、取引をお考えの事業者の方が取引価格を設定する際の目安になると考えております。なお、取引価格の記載は義務となっており、やむを得ない事情により記載できない場合につきましても、その旨及び事情を記載することが義務付けられています。また、価格そのものが公表されるということはありませんので、守秘義務のみが価格を記載できない理由の場合は、契約の際守秘義務の対象から東京都を除くようお願いしているところです。是非とも、御協力をお願いいたします。
59	クレジット等の移転	(6)	指定管理口座と一般管理口座との間でクレジット等を移転する場合や無償でクレジットを譲渡する場合など、取引金額が発生しない場合は、振替可能削減量振替申請書に取引金額を記入する必要がありますか。	取引価格は0円と記入の上御提出ください。振替可能削減量の1単位当たりの金額を記載できない理由について、書類を御提出いただく必要はございません。

連番	項目	No.	質問	回答
60	クレジット等の移転	(7)	指定管理口座で保有する超過削減量を、複数の名義人で分配予定です。分配する量は決定していますが、一部の名義人が一般管理口座を開設できておらず、他の名義人からは早くクレジットを移転してほしいという要望が出ています。 複数の名義人のうち、一部の者にクレジットを移転する申請を先に提出し、後日一般管理口座が開設された後に残りの分を移転する申請をしても問題ないですか。	クレジットの移転に際しては、名義人の方の中で分配量等が決まっているのであれば、移転の申請は必要なタイミングで複数回に分けて行っていただいても問題ありません。 なお、指定管理口座からの移転は、原則指定管理口座の名義人の方の連名で振替申請書を提出して頂くことが必要です。このため、例えば事業所内部でクレジットの持ち分が決まっても、移転したい一般管理口座の名義人のみで指定管理口座からクレジットを振り替える申請はできません。 ただし、指定管理口座に口座管理者が登録されている場合は、口座管理者が単独で申請をすることが可能です。
61	埼玉県との連携	(1)	埼玉県に工場を所有しており、東京都の事業所とクレジットのやり取りをしようと思っています。一般管理口座は、東京都若しくは埼玉県のどちらかで開設すれば良いのでしょうか。	東京都と埼玉県のそれぞれで一般管理口座を開設いただく必要があります。
62	クレジット等の義務充当	(1)	第二計画期間中に、毎年度、義務充当をしておりますが、過大に義務充当していたことが分かりました。この場合、過大だった義務充当量は、超過削減量として発行できますか。	義務充当を過大に行っていたとしても、その過大となった部分に相当する量を超過削減量として発行することはできません。このような場合、過大な義務充当量は、そのクレジットの有効期間内であれば、次の計画期間が削減不足となった場合には、自動的に義務充当に利用されることとなります（バンキング増量の措置がとられる場合を除く。）。
63	クレジット等の義務充当	(2)	第二計画期間中に削減義務不足量がある場合、持っているクレジットを充当するには「義務充当申請書」を提出すれば良いですか。	現在指定管理口座に保有しているクレジットで充当する場合は、特段の手続きは不要です。整理期間末に、指定管理口座にある保有クレジットから不足量が自動的に充当されます。 また、一般管理口座にあるクレジットを充当に利用する場合は、指定管理口座への移転（振替）申請によって充当まで自動的に行われます。この場合も充当申請手続は不要です。 義務充当申請書は、現在指定管理口座にあるクレジットのうち、充当に利用したいクレジットを指定したい場合や、手続による充当申請を希望される場合のみ、提出が必要になります。
64	クレジット等の義務充当	(3)	第二計画期間中のいつでも、義務充当申請はできますか。	義務充当申請は、削減計画期間中いつでも行うことができます。 なお、計画期間途中の義務充当には申請が必要ですが、計画期間の整理期間末で削減不足量がある場合には、指定管理口座に不足量に充当できるクレジットを保有していれば自動的に充当がされます。 また、一般管理口座から指定管理口座へクレジットを移転すると、自動的に充当口座にクレジットが移転されるため、義務充当申請は不要です。
65	クレジット等の義務充当	(4)	事業所全体で見ると、第二計画期間では義務履行できそうです。しかし、共同義務を負っている者の中には、削減努力をしていない事業者がいます。そうした事業者には排出量取引でクレジットを取得してもらい、それを義務充当することは可能ですか。	第二計画期間に不足していない場合に義務充当を行っても、第三計画期間も削減不足にならないければ義務充当したクレジットは使用できず失効してしまうので、他の共同義務者には何の利益ももたらしません。 削減義務の負担方法等については、義務者間で調整してください。
66	クレジット等の義務充当	(5)	義務量以上の削減が進んでいたため計画期間途中で超過削減量を指定管理口座に発行しましたが、排出量が増加し最終的に削減不足になることが分かりました。 指定管理口座に発行した超過削減量を義務に充当することは可能でしょうか。	保有している超過削減量が有効期間内であれば、可能です。 計画期間の整理期間末で削減不足量がある場合には、指定管理口座に不足量を補うクレジットを保有していれば自動的に充当されます。
67	クレジット等の義務充当	(6)	第三計画期間に不足の見込みのため、クレジットを購入予定です。口座の清算（義務充当）の手続は計画期間終了後の整理期間で行いますが、クレジットの購入は、計画期間の途中で行っても問題ないですか。留意する点などはありますか。	クレジットの購入に関しては、いつ行っていただいても問題はありません。 クレジットの購入に当たっては購入するクレジットの有効期間に留意してください。第三計画期間の義務履行に利用するのであれば、第二計画期間以降にできたクレジットが必要です。購入の際にその点を留意して契約等を進めてください。 また、当該購入したクレジットは、最初に御社の一般管理口座に入りますが、これを指定管理口座に移転するとそのまま充当口座に移っていきます。一度指定管理口座に移転すると一般管理口座に戻すことができません。不足量の清算手続は原則5年間分の状況で判断しますので、必要量を充当するよう、手続は十分検討の上行ってください。
68	クレジット等の義務充当	(7)	第二計画期間の義務履行に当たり不足する削減量があり、義務充当の手続きを予定しています。 一般管理口座に「第一計画期間の超過削減量」及び「第二計画期間の再エネクレジット」を保有しています。 この場合、当該計画期間（第二計画期間）で創出されたクレジットを先に充当しなければならないといった優先順位はありますか。	充当に使用するクレジットの優先順位などの規定はありません。 充当する時点で保有しているクレジットであれば、クレジットの種類、有効期間に関わらず、充当に使いたいクレジットを使っていた構いません。

連番	項目	No.	質問	回答
69	クレジット等の義務充当	(8)	削減義務期間の途中で、当該期間の削減義務量を超える量のクレジットを義務充当した場合、削減不足量を超えた充当分は超過削減量としてバンキングされるのでしょうか。若しくは消滅してしまうのでしょうか。	本制度のクレジットは、削減義務量自体を減らすために使用することはできません。 クレジットを削減義務量以上に充当しても、超過削減量にはならず、義務充当口座に移転され、当該削減計画期間の整理期間において削減不足量に充てられます。指定管理口座上では「振替可能削減量の義務充当量」として記録されます。 事業所において削減義務に不足した量がなく、使われなかった充当量分であって、クレジットの有効期限が翌計画期間までとなっているものは、次期計画期間に持ち越され、充当量として使用されます（指定管理口座に戻すことはできませんので御注意ください。）。 クレジットは削減義務履行の手段として利用することができます。 事業所におけるCO2削減対策に係る設備更新予定や運用等対策効果の予測等も考慮に入れて、計画的なクレジットの利用を御検討ください。
70	超過削減量	(1)	第三計画期間では義務を達成できるかは不透明であるが、第四計画期間には確実に削減不足となる見込みです。この場合、第二計画期間にできた超過削減量を第三計画期間に充当して超過削減量を創出し、第四計画期間に持ち越していただけますか。	第二計画期間の超過削減量を第三計画期間の削減不足量に充当することは可能です。 第三計画期間において省エネなどの削減対策等により自身で義務履行達成が可能な場合は、第二計画期間の超過削減量の充当はできず、第二計画期間の超過削減量は有効期間まで口座で保有されます。 「超過削減量発行可能量」には充当量が加味されないため、第二計画期間でできた超過削減量を充当して第三計画期間の超過削減量を増やすことはできません。
71	超過削減量	(2)	第一計画期間の超過削減量は、一般管理口座に移転すれば無くなる（第三計画期間に残せる）のでしょうか。	超過削減量等のクレジットは、クレジット自体に有効期間がありません。創出された計画期間によって有効期間が決まっており、どの口座に入っていたとしても、どの口座に移転しても、その有効期間が変わることはありません。 このため、第一計画期間のクレジットは、第二計画期間の整理期間末日で抹消となりますので、第三計画期間では御利用いただけません。
72	クレジットの有効期間	(1)	超過削減量の有効期間はどのように決まっているのでしょうか。	超過削減量の有効期間は、削減量が創出された年度の属する計画期間を基準に決まります。具体的には以下のとおりです。 <第n計画期間の超過削減量> 第n計画期間及び第n+1計画期間の削減義務の履行に利用可能 (有効期限は、第n+1計画期間の整理期間終了時まで)
73	クレジットの有効期間	(2)	グリーン電力証書を使って再エネクレジットを発行する場合、第二計画期間に一般管理口座に発行された再エネクレジットは、第三計画期間まで持ち越して使うことができますか。	グリーン電力証書由来の再エネクレジットは、クレジットとして発行された時期ではなく、グリーン電力証書の発電期間と証書の発行日に由来して有効期間が決まります。 なお、第三計画期間に入ってから発行される証書については、有効期間の設定方法が条例改正により変更となっておりますので、御留意ください。 具体的には以下のとおりです。 【第三計画期間以降(2020(令和2)年4月以降)にグリーン電力証書として発行された量の取扱い】 <発電期間の末日が第n計画期間の発電量> 第n計画期間及び第n+1計画期間の削減義務の履行に利用可能 (有効期限は、第n+1計画期間の整理期間終了時まで) 第三計画期間以降にグリーン電力証書として発行された量は、発行された計画期間に関わらず、発電期間の末日が属する計画期間及び翌計画期間の削減義務に利用できる。 【第二計画期間以前(2020(令和2)年3月末日まで)にグリーン電力証書として発行された量の取扱い】 <第x計画期間に発電又はグリーン電力証書として発行された量> 第x計画期間及び第x+1計画期間の削減義務の履行に利用可能 (有効期限は、x+1計画期間の整理期間終了時まで) ※発電された計画期間に関わらず、グリーン電力証書として発行された計画期間の翌計画期間までの削減義務の履行に利用できる。ただし、2008(平成20)年3月末日以前に発電された量は、第二計画期間以降の削減義務の履行には利用できない。
74	義務の履行に利用しなかったクレジット等の取扱い	(1)	第二計画期間の超過削減量をバンキングして、第三計画期間に活用したいと考えております。この場合、どのような申請が必要なのでしょう。	第二計画期間の超過削減量は第二計画期間の整理期間末までに自動発行され、第三計画期間に繰り越されます(バンキングされる)ので、申請は特に必要ありません。

連番	項目	No.	質問	回答
75	義務の履行に利用しなかったクレジット等の取扱い	(2)	第一計画期間で取得したクレジット等を第二計画期間までバンキングした場合、第二計画期間終了時点でクレジット等が取引されず口座に残っているような場合は、この残っているクレジット等は自動的に消滅するのでしょうか。	そのとおりです。 第一、第二計画期間の義務に利用できるクレジット等は、第二計画期間の整理期間末である2021（令和3）年9月末（→2022（令和4）年1月末日まで延期）まで利用することができますが、この期日を超えたものについては、東京都の排出量取引には利用できなくなり、自動的に抹消口座に移転されます。
76	指定取消	(1)	所有している特定地球温暖化対策事業所が今年度、指定取消になります。必要な手続を教えてください。	よくある質問・回答集 15. 指定取消しを御確認ください。該当の可能性のある場合は、相談窓口にご連絡ください。手続について御案内します。 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/faq/answers.files/tejungaiyou.pdf
77	指定取消	(2)	計画期間の途中で指定取消しとなったら、指定管理口座が廃止されるため、そこにあるクレジットもなくなってしまうのでしょうか。	指定管理口座は、指定取消通知後30日経過すると廃止され、その際に指定管理口座に超過削減量が残っていると、廃止と同時に抹消されます。しかし、一般管理口座に移転をしておけば、そのクレジット有効期間内は使用することができます。指定取消しの手続の際に、一般管理口座への移転についても手続をお願いいたします。
78	東京都の標準処理期間	(1)	申請書を受領した日から、東京都の標準処理期間は、15若しくは10開庁日と定まっておりますが、申請した日の翌日など、標準処理期間より短い時間で開設を受けることは可能なのでしょうか。	東京都においては、受理した申請書についてはできる限り迅速に処理を行うようにしています。しかし、申請の混み具合等により、受理から開設までに要する時間は異なります。標準処理期間は、処理にかかる標準的な期間を示したものであり、その期間に処理することを保証するものではありません。 なお、申請した日の翌日などといったように、標準処理期間よりも極端に短い期日の開設は困難ですので、できるだけ余裕を持った御提出をお願い申し上げます。
79	東京都の標準処理期間	(2)	一般管理口座の開設、振替可能削減量等発行等申請書、振替可能削減量振替申請書等は同時に申請が可能な場合がありますが、標準処理期間はどのように変わのでしょうか。	複数の申請を同時に行った場合の標準処理期間が何日になるか、と一概に言うことはできません。 各種申請書に不備がなく、申請の混雑が無い場合においては、単純に各申請書の標準処理期間を加算した日数よりは短い期間で処理されることが期待できますが、書類の不備等により対応に時間がかかってしまう場合もあります。 できるだけ余裕を持った御提出をお願い申し上げます。
80	排出量取引に係る東京都からの通知	(1)	基準排出量決定通知のように、口座開設や取引の結果などについても、通知書がもらえるのでしょうか。	東京都から通知があるものとしては、次の場合になります。 ・指定管理口座の開設 ・一般管理口座の開設 ・口座管理者の登録 ・口座簿利用者番号の再発行 ・削減量口座簿記録事項証明書交付 上記以外の排出量取引に係る申請については、総量削減義務と排出量取引システムの中で確認してください。
81	排出量取引に係る東京都からの通知	(2)	基準排出量の決定に際し、東京都から基準排出量決定通知があったことにより事業所の基準排出量はいくらなのか一目瞭然でした。前年度の実績を報告する際、11月末日までに地球温暖化計画書を提出しますが、確定した実績排出量や取引するための削減量はどこで見れますか。	確定した実績排出量等について東京都からの通知はありませんが、「総量削減義務と排出量取引システム」の指定管理口座でのみ閲覧することができます。 ただし、誰でも閲覧できるわけではなく、指定管理口座を開設した口座名義人や指定管理口座を管理する部署の方が閲覧することができます。
82	会計・税務処理	(1)	クレジットの売却益に対する税務処理、会計処理に関して詳しく聞きたい。	会計処理については、「東京都環境確保条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度の会計処理に関する基本的考え方」に記載しているので、ご覧ください。 税の取扱いについては、「東京都条例に基づく排出量削減義務制度における排出量取引に係る税務処理について（照会・回答）」に東京都から東京国税局への照会結果が示されておりますので、御参照ください。照会結果にないものについて、税務申告等において不明点があれば、東京国税局又は税務署にお問合せください。 （資料掲載場所） https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/trade/index.html#cmskaikeizeimu
83	会計・税務処理	(2)	自社で使用する目的で、他者から購入したクレジット等を一般管理口座に移転した後、これを直ちに指定管理口座に移転した場合の会計処理について教えてください。	例えば、次のような処理が考えられます。 自社で使用する目的で他者からクレジット等を購入した場合には、それを一般管理口座に移転した時点で、いったんは無形固定資産又は投資その他の資産として会計処理します（ただし、その支出額が僅少な場合は当期の費用として処理することができると考えられます。） 次に、そのクレジット等を指定管理口座に移転した時点で、無形固定資産又はその他の資産として計上したクレジット等の取得原価を販管費及び一般管理費（売上原価又は製造原価）など費用として計上します。 以上のように、クレジット等を取得後、一般管理口座から指定管理口座間への移転を直ちに行ったとしても、口座に記録する都度、会計処理を行うこととなります。

連番	項目	No.	質問	回答
84	会計・税務処理	(3)	当社は基準排出量変更申請を行う予定ですが、期末の時点で変更の結果が確定していない場合の引当金計上方法について教えてください。	変更の不確定を除けば引当金計上要件を充たしている場合において、仮にその決定が期末を過ぎたとしても変更がほぼ間違いないと考えられるときは、変更を前提とした金額で引当金計上を行うことが考えられます。なお、変更されるかどうか不透明なため変更を前提としない金額で引当金を計上した場合であっても、基準排出量変更申請が後発事象の期間内に変更された場合には、変更を前提とした金額に引当金を訂正することになる場合があることに留意ください。
85	会計・税務処理	(4)	超過削減量と東京都から調達したグリーン電力証書を原資とした再エネクレジットについては税務上の取扱いが提示されているが、それ以外の税務処理はどのようにすればよいですか。	平成24(2012)年6月11日時点で東京国税局に整理いただいた部分について公表しています。この部分以外の取引でも、公表内容と同様と考えられる取引については、同様の取扱いをするものとお考えください。ただし、再エネクレジットに変換されないグリーン電力証書の取引については、国税庁のこれまでの見解は、寄付金としての取扱いとなっており、この見解が変更されたわけではありません。取扱いが不明瞭な取引については、基本的に税務当局との個別確認を行われることをお勧めします。
86	会計・税務処理	(5)	他の者から超過削減量を購入し、当年度に売却せずに保持した場合、どのように税務処理を行う必要がありますか。減価償却等は行わないで良いのでしょうか。	削減義務者が自社の削減不足に充当する目的で所有する場合は、無形固定資産若しくは投資その他の資産として計上します。一方、取引参加者が転売目的で所有する場合は、棚卸資産とする場合と無形固定資産若しくは投資その他の資産とする場合があります。いずれも減価償却は行いませんが、減損対象となる可能性があります。
87	会計・税務処理	(6)	一般管理口座にある超過削減量、再エネクレジットの有効期限が過ぎてしまった場合、クレジットの資産性はどのようになりますか。	有効期限経過とともに、超過削減量やクレジットの資産性は消滅します。その際は、自社で使用を見込んで取得したクレジット等及び第三者への販売を目的として取得したクレジット等とともに、それぞれ取得時に計上した資産の除却損として会計処理することが考えられます。税務上も損金として処理することが考えられます。
88	会計・税務処理	(7)	一般管理口座のオフセットクレジットは口座名義人に所有権がある事が認識されますが、指定管理口座のオフセットクレジットは口座名義人に所有権がある事が認識されません。例えば、一般管理口座の名義人Aがオフセットクレジットを無形固定資産に計上し、当該オフセットクレジットを指定管理口座に移転した場合、Aは所有権を失うこととなります。したがって、Aは何らかの税務処理をする必要が有る様に思いますが、どうでしょうか。	自社所有のオフセットクレジットを指定管理口座に移転するのは、義務充当するためと想定されますが、その会計処理について都の「会計処理に関する基本的考え方」に従えば、 一般管理口座から指定管理口座へ移転した時点でオフセットクレジットの資産性が失われるため販管費として費用処理することになります。 一方、税務上は、損金処理の条件として資産性と義務の両方が消滅とならず、 指定管理口座から義務充当口座に移転した時点で損金処理を行うこととなります。 したがって、東京都の「会計処理の基本的考え方」に沿った処理を行い、一般管理口座から指定管理口座への移転後、決算期末日を跨いで義務充当口座に移転された場合は、申告に当たって税務調整が必要となります。
89	会計・税務処理	(8)	超過削減量売却益は益金として計上すべきですか。会計処理に関する考え方では、売却の対価は仮受金その他の未決算勘定として計上すると書かれていますが、税務処理上は益金として計上するのですか。	超過削減量を他の者に売却した場合には、無形固定資産若しくは棚卸資産の譲渡として取り扱うことが相当であり、当該超過削減量の売却により生じた損益については、その 確定した事業年度の益金又は損金の額に算入すること となるものと考えられます。
90	会計・税務処理	(9)	自社で複数の指定地球温暖化対策事業所を有しており、ある事業所で生じた超過削減量を他の指定事業所の義務充分に使用したい。この場合、ある指定管理口座から自社の一般管理口座へ移転した後、再度他の指定管理口座へ移転することとなりますが、この場合、どのように税務処理すればよいのでしょうか。	自社が所有する指定管理口座への移転に当たっては、資産の譲渡に当たらないため、何ら法人税及び消費税にかかる計上は行わないものと考えられます。

連番	項目	No.	質問	回答
91	会計・税務処理	(10)	企業間でクレジットの無償譲渡を行った場合、譲渡側と譲受側はどのような税務処理を行う必要がありますか。会計処理との違いはありますか。	<p>法人が無償で資産を譲渡した場合には、企業会計では現実には金銭等の授受がないので、これを収益とはしません。しかし、法人税法では、法人が他の者と取引を行う場合には、すべての資産は、時価によって取引されたものとみなして課税所得を計算するのが原則的な取扱いとなっています。</p> <p>以下は取得原価100(時価200)のクレジットを無償譲渡した際の処理の一例です。</p> <p>【会計処理】</p> <p>譲渡側：譲渡したクレジットの取得原価を寄附金等の販売費および一般管理費として計上 譲受側：当該クレジットを時価で受け入れたものとして、クレジットの取得原価を計算し、受贈益を計上</p> <p>譲渡側 寄附金 100 /クレジット 100 譲受側 クレジット 200 /受贈益 200</p> <p>【税務処理】※税務上は、すべての取引を時価で行うことが原則。</p> <p>譲渡側：クレジットを時価で譲渡し、その対価を寄附したものと見做し損金計上 譲受側：クレジットを時価で受け入れ、受贈益を益金計上</p> <p>譲渡側 寄附金 200 /クレジット 100 譲受側 クレジット 200 /受贈益 200</p>
92	会計・税務処理	(11)	グループ会社間の取引で、無償取引を予定しています。この場合の、法人税、消費税の扱いについて教えてください。	<p>完全支配関係のある法人間における取引では、</p> <p>譲渡側：クレジットを時価で譲渡し、その対価を寄附したものと見做し損金計上 譲受側：クレジットを時価で受け入れ、受贈益を益金計上</p> <p>として税務処理を行いますが、完全支配関係のある法人間の寄附金及び譲渡益は原則として全額損金不算入及び益金不算入となります。この場合には、寄附修正または投資簿価修正が必要となることから考えられますので、税理士等に御相談されることをお勧めいたします。</p> <p>なお、消費税の課税標準は譲渡対価となります。無償取引の場合においては、譲渡対価が0となりますので、消費税額も0となります。</p>